

## 新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う 「第11回堺市議会 議会報告会」の開催方法について

堺市議会では、令和3年12月21日付の「第11回堺市議会 議会報告会」を開催します！～オンライン参加もできます～」で報道発表した議会報告会の開催方法について、新型コロナウイルス感染症の再拡大を考慮に入れ、以下のとおり決定しました。

なお、参加にあたっては、会場にお越しただいて参加いただく方法に加えて、今回、初めての試みとして、オンラインによる参加も可能としていました。

### 1 決定内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が本市に適用された場合には、感染拡大防止のため、会場参加は中止し、オンライン形式での参加のみとします。

### 2 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によって、議会報告会の開催自体が困難であると判断した場合は、開催を中止する場合があります。

なお、開催にあたってのお知らせ等、議会報告会に関する情報は、堺市議会ホームページに随時掲載いたします。( <https://city.sakai.lg.jp/shigikai/index.html> )

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：議会事務局 調査法制課 電 話：072-228-7813 ファックス：072-228-7881
----------------------------	---